問題1)

- ① 破綻回避を図るための手法の一つとして、債務者と債権者が任意に協議を行う私的整理が挙げられる。私的整理では合意に達した債権者の債権だけがカットの対象となる。従って、債権者との交渉という点では、金融機関や取引先といった利害関係者に対し支援を要請することになる。
- ② 私的整理では、債権放棄等をめぐる金融機関間の調整において、関係債権者全員の同意を得るのは容易ではないという問題があり、また、一部の企業において、安易に債権放棄が行われ、モラルハザードを招いているという批判があった。
- ③ 大口債権者、とりわけ銀行・保険会社の債権割合が高ければ高いほど私的再建が選択されやすく、 また金融機関の銀行融資に占める担保付融資の割合も私的整理を採用する重要な決定要因と考えられている。
- ④ 再生ファンドが、債務者企業の現状を変化させず、金融機関からその債権を時価で買収する場合、表面上の負債額は変化しないが、実際には債権買取価額は相当程度減額されているため、ファンドと債務者企業との条件交渉により、債務を圧縮することができる。但し、この場合に留意しなければならないのは、債権放棄の形態を取ると債務免除益に課税される可能性があるということである。
- ⑤ 会社再建において債権者から金融支援を受ける手段の一つにデット・デット・スワップ (DDS) がある。DDSとは、金融機関等が保有する貸付金等の債権を契約の変更によって、返済期限のない債権に転換することである。そのため債務者側にとっては、実質的に負債総額が減少することになる。

問題2)

- ① 私的整理に分類される再建手法の一つに、私的整理ガイドラインがある。ガイドラインの目的は、 多数の金融機関等が主要債権者として関わっている場合に、会社更生法や民事再生法などの手続 によらずに債権者と債務者の合意に基づき経営困難な状況にある企業を再建するために業界内で の自主的ルールを定めることにある。
- ② 私的整理ガイドラインが想定している企業の再建は、会社更生法や民事再生法などの手続によるのが本来であるが、これらの手続によったのでは事業価値が著しく毀損されて再建に支障が生じるおそれがあり、私的整理によった方が債権者と債務者双方にとって経済的に合理性がある場合のみ、私的整理ガイドラインによる私的整理が限定的に行われる。
- ③ 私的整理ガイドラインによる私的整理では、債権者が預金等受入金融機関の場合、その手続で定められた再建計画には、原則的な法的拘束力があるものとされる。したがって、欠席した対象債権者が預金等受入金融機関の場合には、債務者は法的倒産処理手続の申立てをせずに事態の収拾を図ることも可能となる場合がある。
- ④ 私的整理ガイドラインの適用における長所として、債権者側の債権放棄に伴う税務上の損金算入の問題がある。私的整理ガイドラインに則って策定された再建計画に基づき債権放棄が実施されると、原則として、債権放棄損も損金算入される。
- ⑤ 私的整理ガイドラインの活用の検討には、再建計画に厳格な数値目標(3年以内での債務超過解 消や3年以内の経常黒字転換)を盛り込むことや、債権放棄を受ける場合には株主責任(減資に よる支配割合の減少若しくは喪失)及び経営者責任(退任)が原則的に求められることを勘案す る必要がある。

問題3)

- ① 民事再生手続の特徴としては、「全ての法人・個人が利用可能である。」「経営破綻状態に至る前に申立を行なうことが出来る。」「現在の経営陣が引続き経営を行うことが出来る。」「監督委員が再生計画の履行を監督する。」「再生計画案を再生手続開始決定後に提出する。」「従来の和議法や会社更生法と比較して、必要な日数が大幅に短縮した。」などが挙げられる。
- ② 民事再生手続には、簡易再生手続の規定を設けることで手続の迅速化が図られている。簡易再生手続は、届出総債権のうち裁判所が評価した額の5分の3以上に当たる債権を有する届出再生債権者が、書面により再生計画案について同意し、かつ、再生債権の調査・確定手続を経ないことについて同意している場合、ただちに再生計画案決議のための債権者集会の招集決定が可能となる。
- ③ 民事再生手続は概ね申立後2週間程度で民事再生手続開始決定が下され、債権届出期間、債権調査期間、再生計画案の提出期間などの手続のスケジュールは、民事再生手続開始決定時に裁判所が決定する。それまでは、裁判所からの保全処分命令発令により、資産の流出を防止しつつ、裁判所により民事再生手続開始原因等の調査が行われ、手続の開始が相当と認められた場合には、裁判所により、民事再生手続開始決定が下される。
- ④ 民事再生手続開始決定後は、債権調査手続によって再生債権の金額などを確定し、その後再生企業は定められた期間内に再生計画案を提出し、債権者の賛否を問う投票を行う。投票の結果、債権者集会に出席又は書面等投票をした再生債権者の過半数の同意があれば可決され、裁判所により再生計画が認可されると、再生計画の定めにしたがって弁済等を行うことになる。
- ⑤ 民事再生手続における「同意再生手続」とは、届出再生債権のすべての書面による同意があれば、 「債権調査・確定手続」及び「再生計画案」の決議を省略して、再生計画の認可が受けられる制 度である。

問題4)

- ① 会社更生手続における更生手続の終結の要件としては、「更生計画が遂行された場合。」「更生計画 の定めによって認められた金銭債権の総額の3分の2以上の額が弁済されたときにおいて、当該 更生計画に不履行が生じていない場合。」「更生計画が遂行されることが確実であると認められた 場合。」が挙げられる。
- ② 裁判所は、更生計画によって認められた金銭債権の総額の3分の2以上の額が弁済された場合であって、その更生計画に不履行が生じていない場合には、職権によってのみ更生手続の終結決定ができる。
- ③ 終結決定の効果としては、更生管財人の権限が消滅し、会社の取締役が会社の事業の経営及び財産の処分権を有するようになる。また、会社は裁判所の監督下から離れる。更生債権者等は、更生計画によって変更された権利について、更生債権者表の記載を債務名義として強制執行できる。
- ④ 会社更生手続の終了事由としては、「申立に対する棄却決定の確定」、「開始決定に対する取消決定の確定」、「更生計画不認可決定の確定」、「更生手続廃止決定の確定」「更生手続終結決定」がある。
- ⑤ 更生手続が廃止される場合とは、決議に付するに足りる更生計画案の作成の見込みがないことが 明らかになったときや更生計画案が否決されるなど更生が困難なとき、更生手続開始の原因とな る事実のないことが明らかになったとき、更生計画認可決定後に更生計画が遂行される見込みが ないことが明らかになったときがある。

問題5)

- ① 特別清算手続は、会社法に規定される清算型の倒産手続であり、解散中の株式会社について、清 算の遂行に著しい支障を来す事情、又は、債務超過の疑いがある場合に、裁判所の命令により開 始され、その監督の下で行われる特別な清算手続きをいう。
- ② 特別清算における協定債権は、特別清算手続の効力を受けることとなるため、清算株式会社が協定債権者に対して弁済をするためには、その債権額の割合に応じて弁済するか、裁判所により認可された協定に従い、弁済をしなければならない。ただし、例外的に、裁判所の許可を得て行われる、少額債権等に対する弁済がある。
- ③ 特別清算手続が適さない会社としては、「そもそも会社解散決議の可決が難しい会社。」「会社債権者が多く、しかもその協力を得られる見込がない会社。」「債権の存在につき争いがある会社。」「会社財産が散逸してしまっている会社。」などが挙げられる。
- ④ 特別清算は破産と同じく清算を目的とするが、「特別清算は株式会社のみに適用されること。」「債務者である清算会社は管理・処分権を失わないこと。」「債権の確定手続がないこと。」「協定により債権者間の配当額に差を設けられること。」などの違いがある。
- ⑤ 特別清算における協定の可決要件は、「債権者集会に出席した議決権を行使することができる債権者の過半数の同意。」及び「債権者集会に出席した議決権を行使することができる債権者の議決権の総額の4分の3以上の議決権を有する債権者の同意。」である。

問題 6)

- ① 金融商品取引法(以下「金商法」という)は、一定の組織再編成が行われる場合に有価証券届出書の提出を義務付けている。このためいわゆる上場会社が会社分割を行う際に、新設会社又は承継会社が有価証券届出書を提出しなければならない場合が生ずる。
- ② 金商法においては、一定の合併、 会社分割、株式交換又は株式移転が「組織再編成」と定義されるとともに、組織再編対象会社(吸収合併消滅会社、新設合併消滅会社等)が発行者である株券等の所有者が原則として10 名以上である場合には、組織再編成にあたって、有価証券届出書の提出が原則必要となる。
- ③ 金商法において、有価証券の募集又は有価証券の売出しは、発行者が当該有価証券の募集又は売出した関し内閣総理大臣に届出をしているものでなければすることができないとされている。ただし、組織再編成発行手続に係る新たに発行される有価証券又は組織再編成交付手続に係る既に発行された有価証券に関して開示が行われている場合等、いくつかの例外事項が定められている。
- ④ 有価証券報告書における組織再編成に関わる固有の開示内容は、組織再編成の概要・目的等、組織再編成当事会社の概要、組織再編成の契約の内容・割当ての内容及びその算定根拠、組織再編成に関する手続、統合財務情報(組織再編成後の主要な経営指標等)、組織再編成対象会社の会社情報等である。
- ⑤ 金商法は、現在の会社法制を前提に、それがそのまま上場会社等によって用いられた場合に、投資者の権利保護という観点から問題を生じかねないような事項について、これを情報開示を通じて間接的に投資者保護を図ろうとしている。この実効性を担保する措置として課徴金・民事責任の発生の規定が設けられている。

問題7)

- ① 合併は株主に重大な影響を与えるものであるので、略式手続及び簡易手続などの特別の定めのある場合を除き、原則として株主総会の特別決議が必要である。
- ② 合併においては、会社の権利・義務は包括的に承継されるため、個々の債務の移転につき債権者の承諾は必要ないが、所定の債権者保護を行う必要がある。
- ③ 合併においては、効力発生日の事前及び事後に、合併契約書の他会社法施行規則に規定される書類を、存続会社、消滅会社両方の本店に備え置く必要がある。
- ④ 合併の無効については、訴え若しくは会社法に定める異議申立をもって主張することができる。 ただし訴の場合は、提訴期間(効力発生日から6か月以内。ただし株主総会決議の取消事由に基づくときは決議後3か月以内。) や提訴できる者が制限されている。
- ⑤ 会社法では、合併は国内会社同士の利用を想定しているとの説が有力であるが、合併対価の柔軟 化により海外親会社の株式を付与するいわゆる三角合併などが実現可能となっている。

問題8)

- ① 株式譲渡は原則として会社は現状のまま存続するので、会社が持っている債権債務、契約関係等は全て引き継がれるため、債権者にとってのデメリットはない。
- ② 事業再生において、M&Aをその手法として考えている場合、とりうる手段の一つとして株式譲渡がある。株式譲渡を利用するメリットとしては、M&Aの時間が簡単で短くてすむことが挙げられる。
- ③ 株式譲渡を利用するメリットとしては、買収に当たり、一回で完全に買収するのが難しい場合に、 段階的に株式を取得することが可能という点が挙げられる。
- ④ 株式交換と比較した場合の株式譲渡のメリットとしては、手続がさらに簡便であることに加え、 信用力の高い企業に売却すれば、信用力が増し、資金調達、事業展開が容易になるということも あげられる。
- ⑤ 株式譲渡を行う際において、売り手会社の株主の中にM&Aに反対している株主や、あるいは行 方不明等の理由で存在が確定できない株主が存在する場合などには、M&Aそのものの実効性に 影響を与える可能性があり、事前の調査等が必要になる点に注意を要する。

問題9)

- ① 対象会社がいわゆる上場会社である場合には、業務等に関する重要事実を知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の有価証券等に係る売買等をしてはならないとの金商法上の内部取引規制により制限を受ける。
- ② いわゆる上場会社の役員及び主要株主(実質的な議決権10/100以上を保有している株主)は、当該上場会社の発行する有価証券の売買を行った場合は、原則として売買が行われた日の属する月の翌月15日までに内閣総理大臣に売買報告書を提出しなければならない。
- ③ 上場会社の株券等について新たに発行済株式総数の5%超を取得した者は、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他についての記載のなされた大量保有報告書を、大量取得した日から5営業日以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。
- ④ 脱法的な取引への対応、買付者間の公平性の確保のため、対象会社が有価証券報告書提出会社である場合、3分の2超の株式を市場外で買い付ける場合は、公開買付けによらなければならない。
- ⑤ 平成18年の証券取引法の改正において、投資者保護の徹底、公正かつ透明な証券取引の確保及 び証券取引に対する国民の信頼の確保を図る観点から、証券取引法の罰則の法定刑の諸水準が引 き上げられた。

問題10)

- ① 会社法は、株式の自由譲渡性を認めており、株式譲渡は、他の企業再編方法と比べ、債権者保護の観点での制限が少ないといえる。
- ② 募集株式の発行の場合、債権者保護の特例として、定款による制限等(譲渡制限株式)の例外がある。定款による譲渡制限株式を譲渡する場合には、会社は債権者に対し、効力発生日の20日前までに、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
- ③ 株式交換において、完全親会社が交付する対価が、完全親会社株式及びこれに準ずるものである場合、債権者保護手続は不要である。ただし、新株予約権付社債の承継がある場合は、完全子会社の財政状態に変動が生ずる可能性があるため、債権者保護手続を行う必要がある。
- ④ 会社合併を行う場合には、通常株主総会の特別決議及び債権者保護手続が必要になるが、会社更 生手続下の更生計画に従う合併の場合は、両方とも必要ない。
- ⑤ 会社分割は、事業譲渡と異なり、債権者や従業員などの個別の同意が必要なく、事業を承継する 会社(承継会社)の株主総会決議の可決により実施することができ、分割契約等で決められた範 囲の権利義務が、効力発生日に分割する会社(分割会社)から承継会社に移転する。そのため、 会社分割を実施する際には、債権者保護手続や労働者保護手続が必要となる。

問題11)

- ① 株式交換契約に反対する株式交換完全子会社の株主及び株式交換完全親会社の株主、ならびに株式移転計画に反対する株式移転完全子会社の株主は、自己が有する株式の買取を請求することができる。
- ② 株式交換・移転で、反対株主に、株式買取請求権を認めたのは、自らの支出を回収して、自己の利益を守る手段を与えて多数決の是正を図るためである。
- ③ 株式交換・移転決議に反対する株主は、会社に対し、公正な価格で自己の株式を買い取ることを 請求できるが、請求後に、他の者に株式を譲渡した方が有利な場合には、反対株主の判断により 買取請求を撤回することができ、これらの制度により反対株主の経済的利益の確保がなされる。
- ④ 株式買取請求権の行使方法としては、株主総会(種類株主総会を含む。)において議決権を行使できる株主については、株主総会に先立って、当該行為に反対する旨を会社に通知し、かつ、当該株主総会において当該行為に反対する必要がある。
- ⑤ 議決権を行使することができない株主については、当該行為に反対する旨を会社に通知する等の 要件は課せられず、また、株主総会決議を要しない行為については、全ての株主が株式買取請求 権を行使できる。

問題12)

- ① 法務デューデリジェンスの目的は、「対象企業あるいは事業自体が持つ法的側面からのリスクを 調査すること。」「事業再生スキームに係わる法的側面からの障害事由の有無を把握すること。」 「事業再生スキームの成立・実行のために必要な手続を確認すること。」の3つの目的に集約されると考えられる。
- ② 法務デューデリジェンスでは、雇用契約の実態や契約の履行状況を把握するため、雇用契約書や 人事関係規定、労働組合との協定書等を閲覧し担当者へのインタビューを行う。労使関係と今ま での経緯等の確認も調査対象に含まれる。
- ③ 法務デューデリジェンスは通常は法律事務所が担当し、企業の法的課題に関してあらゆる角度から検討しリスクを精査する。たとえば、過去の労働争議や従業員との間に法的トラブルがなかったか、簿外債務となっている契約はないかなどの調査を行う。将来に大きな賠償責任が生じえる契約が存在しても顕在化していなければ大きな法的リスクがあるとはいえない。
- ④ 外部利害関係者だけでなく、内部利害関係者との契約関係においても法務デューデリジェンスでは留意する必要がある。特に従業員との雇用契約については、通常企業再建においては何らかの形で人事関係のリストラクチャリングが行われることになるため、契約内容によっては重要な制約要因となる可能性がある。そのため正規・非正規問わず雇用契約や就業規則・退職金規程等内容を把握することが重要な調査項目の一つとなる。
- ⑤ 法務デューデリジェンスはトラブルや法的リスクの有無の確認が中心の作業となる。調査対象は、本来会社のすべての取引関係、契約関係、訴訟関係と多岐にわたるが、会社再建局面では通常緊急時対応が必要なために時間的猶予が少ない。そのためデューデリジェンスの計画段階のヒアリングや状況把握等で、業界特性や会社の個別事情を踏まえ、大きな問題がどこに存在するかを事前に当たりをつけ、目的を定めたうえで実施することが重要である。

問題13)

- ① 経営者が、会社の債務について、個人で所有している不動産に担保権をつける物上保証という制度を利用している場合、会社が債務不履行に陥ると、経営者はその債務を支払うために、担保をつけた不動産を売却するか、自らその債務を弁済しなくてはならない。この場合、弁済したとしても、会社に対し、債務履行能力がなければ、経営者はその弁済した金額について債権放棄を余儀なくされる可能性がある。
- ② 会社の経営が順調に行かなくなったときに、それまでの経営の仕方及び、現在生じている問題に対してどう対処するかについて問われることになるが、それを経営者責任という。その内容として、経営者の会社に対する債権を放棄する場合がある。これは、民事面での対処方法の一つであるが、仮に経営者に刑事的な責任がある場合、債権放棄しても刑事責任が免責されるとはかぎらない。
- ③ 事業再生に当たり債権者に債権放棄等の負担を求めるような場合には、経営者・株主に相応の責任が求められることが基本である。しかし、「当該経営者が事業継続に必要なノウハウ等を有している」、「当該事業に必要な販路、仕入れ先等との関係維持に、当該経営者の人的関係が不可欠である」、といった事情がある場合等には、関係者の理解が得られることを前提として、ケースバイケースで対応することもある。
- ④ 中小企業支援協議会の基本要領において、再生計画案上債権者に対して何らかの金融支援を要請する場合には特に経営者・株主の責任は負う必要がないが、金融支援の中でも債権放棄等を要請する場合には、経営者及び株主の両方について責任の明確化を図る内容にするとされている。
- ⑤ 業績不振に陥った企業では経営者が銀行に対して保証債務の履行を行うことがあり、これにより 経営者は会社に対する求償権を持つことになる。これは民法上認められた権利ではあるものの、 法的整理の中では、求償権行使が法律上制限されることが通常である。

問題14)

- ① 長い間大規模な改正が行われなかった破産法が、全面的に見直され平成17年に施行された(以下「改正破産法」という)。改正破産法は、手続の簡素化・迅速化を図るとともに、蓄積された判例や実務の動向を条文化することによって、より現代社会に適合した機能的な内容になっている。
- ② 改正破産法により、従来別個の手続であった破産と免責許可の申立について、当該債務者が免責 について反対の意思を表示しているときを除き、当該申立てと同時に免責許可の申立てをしたも のとみなすこととなった。
- ③ 改正破産法における財団債権について、租税債権についてその範囲の変更はないものの、破産手続開始前三月間の破産者の使用人の給料の請求権や破産手続の終了前に退職した破産者の使用人の退職手当の請求権の一定額が追加されるなど、いわゆる労働債権への保護が強化されることとなった。
- ④ 改正破産法において、免責許可の申立てがあり、かつ破産手続終結又は廃止の決定がなされているとき、当該免責申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行等は原則として禁止されている。
- ⑤ 改正破産法により、免責についての規定が大きく変わったが、1)租税等の請求権 2)破産者 が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権は従来同様免責の対象とならない。

問題15)

- ① 労働関係を取り巻く状況をみると、就業形態が多様化し、労働者の労働条件が個別に決定され、 又は変更される場合が増加するとともに、個別労働関係紛争が増加している。しかしながら、我 が国においては平成19年まで、最低労働基準については労働関係調整法に規定されているもの の、個別労働関係紛争を解決するための労働契約に関する民事的なルールについては、民法及び 個別の法律において部分的に規定されているのみであり、体系的な成文法は存在していなかった。
- ② このような中、個別の労働関係の安定に資するため、労働契約に関する民事的なルールの必要性が一層高まり、今般、労働契約の基本的な理念及び労働契約に共通する原則や、判例法理に沿った労働契約の内容の決定及び変更に関する民事的なルール等を一つの体系としてまとめるべく、労働契約法が平成20年に施行された。
- ③ 労働契約法においては、「労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる」とされている。一方、「使用者は、一定の場合を除き労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」ともされている。
- ④ 労働契約法においては、「使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする」とされている。
- ⑤ 上記の規定により、就業規則の変更によって生じる法的効果を明らかにし法的安定性を高めると ともに、使用者の合理的な行動を促すことを通じ、労働条件の変更に関する個別労働関係紛争の 防止に資するようにすることとした。

問題16)

- ① 整理解雇とは、懲戒解雇などとは異なり、従業員側に解雇される責任がなく、企業側の都合によって一方的に労働契約が解約される解雇形態である。したがってその運用にあたっては、従来よりいわゆる「整理解雇の4要件」が考慮され、近年は労働環境の変化にともない、4要件の適用基準はより厳格になっている。
- ② 4要件の一つに「人員削減を行う経営上の必要性」がある。これは「経営が悪化した」という事実を具体的な経営指標や数値をもって、どの程度経営状態が悪化しているのか、どの程度の人員削減が必要であるのかを客観的資料に基づいて説明する必要があるとされている。
- ③ 4要件の一つに「十分な解雇回避努力」がある。これは一般に、残業規制、配転・出向、新規採用の抑制・停止、非正規従業員の雇止め、希望退職募集などが挙げられるが、何をもって十分な解雇回避努力と認めるかは、事案により異なりうる。
- ④ 4要件の一つに「被解雇者選定の合理性」がある。これは被解雇者の選定に関しては、客観的な 選定基準の設定に加え、当該基準の合理性が求められる。何が合理的な基準かは、個々の事案ご とに判断されるが、一般的には、懲戒処分歴や欠勤率等の会社への貢献度に基づく基準、扶養家 族の有無等の労働者の生活への打撃の程度を考慮した基準などが考えられる。
- ⑤ 4要件の一つに「整理解雇手続の相当性」がある。この場合労働組合との協議は、労働協約等に解雇協議条項が存在しない場合にも信義則の観点から必要とされる。また、労働組合の組合員でない労働者に対しても、整理解雇の必要性、具体的実施方法等について、十分に協議・説明し、理解を求める努力が必要とされる。

問題17)

- ① 金融検査マニュアルにおいては、金融機関が、1)継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか 2)きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか といった、いわば金融機関による「債務者への働きかけ」の度合いを重視し、債務者区分の判断等においてもこの点を十分勘案することとしている。
- ② 中小・零細企業等の場合、企業とその代表者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がなされておらず、実質一体となっている場合が多い。したがって、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、当該企業の実態的な財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等を考慮する必要がある。
- ③ 企業の技術力等を客観的に評価し、それを企業の将来の収益予測に反映させることは必ずしも容易ではないが、検査においては、当該企業の技術力、販売力、経営者の資質等を含め、あらゆる判断材料の把握に努め、それらを総合勘案して債務者区分の判断を行うことが必要である。
- ④ 中小・零細企業等の場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。検査に当たっては、1)債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等がある場合 2)前記1)がない場合でも金融機関に支援の方向性が明確である場合、それらの事象を考慮し債務者区分の判断を行うことが必要である。
- ⑤ 中小・零細企業等の場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、景気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る(売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割に満たない)場合がある。その際における債務者区分の検証においては、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である。

問題18)

- ① 平成16年に公表された「金融改革プログラム」における諸施策のうち、地域金融については、「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る」こととしている。
- ② このため、平成15年に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」はワーキンググループによるその実績等の評価に関する議論を踏まえ、平成17年に「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」(以下、「新アクションプログラム」という)として承継されることとなった。
- ③ 新アクションプログラムにおいては、地域密着型金融の本質は、「金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ることにある。」としている。
- ④ 新アクションプログラムにおいては、地域密着型金融の一層の推進の観点から、各金融機関に対し、「その経営判断の下、地域の特性や各金融機関の特性・規模等を踏まえ、「選択と集中」により、その推進を図る」ことを要請している。このため新アクションプランにおける個別の具体的な要請は金融機関に対してのみ行われている。
- ⑤ 新アクションプログラムにおいては、「地域の利用者の利便性を向上し、信認を確保するためには、各金融機関は、情報開示の充実及び利用者にも分かりやすい情報の積極的な提供を行うことが重要である。また、このような情報開示等を通じて、経営判断の自主性を確保しつつ、情報開示等による規律付けを受けることの重要性を、各金融機関は認識する必要がある。」とされている。

問題19)

- ① 地域経済活性化支援機構(REVIC)は、我が国の地域経済の活性化を図り、信用秩序の基盤 強化に資するため、中小企業者等の事業再生支援及び地域の活性化支援を行う機関として、20 13年3月に前身の産業再生機構を改組する形で設立された。
- ② REVICの業務に、地域の経済成長を牽引する事業者を支援するため、金融機関等と共同して 地域活性化ファンドの運営を行う「活性化ファンド業務」がある。なおファンドの組成には「共 同運営方式」と「合弁方式」の二つの方式があり、いずれもファンドを共同で運営することで、 REVICの持つノウハウを金融機関等に移転し、金融機関等の支援能力向上に寄与することに より、各地域における事業者に対する支援の充実が期待できる。
- ③ REVICの業務に、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者等について、事業再生計画に基づき過大な債務の削減等を通じた財務の再構築や事業内容の見直しによる 十分な事業利益の確保により、競争力の回復と事業再生を支援する「事業再生支援業務」がある。
- ④ REVICの業務に、経営者保証の付いた貸付債権等を金融機関等から買取り、事業者の全ての金融債務の整理と「経営者保証に関するガイドライン」に沿った経営者個人の保証債務の整理を一体で行う「再チャレンジ支援業務」がある。事業の継続が困難な事業者の円滑な退出を促し、経営者の再チャレンジや地域経済の新陳代謝を促すことがねらいである。
- ⑤ REVICの業務に、地域経済活性化や事業再生の担い手である金融機関等やその支援・投資先である事業者に対し、専門的なノウハウを持った人材をREVICから派遣する「特定専門家派遣業務」がある。特定専門家派遣は、REVICが持っている知見やノウハウを移転・浸透することを目的にしており、派遣される専門家は金融機関等が行う事業性評価や事業者の課題解決に対する助言等を行う。

問題20)

- ① 弁護士でないものは、報酬を得る目的で法律事件に関して、鑑定、代理、仲裁若しくは和解その 他法律事務を扱うことは弁護士法で禁じられており、これに違反した行為を非弁行為という。
- ② 非弁行為の例外事項として、弁護士法又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでないとされているが、他の法律とは行政書士法などがこれに該当する。
- ③ 弁護士資格のない者によってなされた法律事務の取扱については、その契約行為や法律行為が無効となるので注意が必要である。
- ④ 弁護士は、原則として、利害が対立する複数の人を代理することはできない旨、弁護士法で定められている。当然ながら、利害の相反する双方の立場を同時に代弁することは禁止されている。
- ⑤ 法人における理事役員等の利益相反行為にあたるものとして、理事役員等が、自己又は第三者の ために、法人の事業の部類に属する取引をする「競業行為」、理事役員等が自己又は第三者のため に法人と取引をする「直接取引」などがあり、各法令で規制されている。